

福岡県公報

令和5年7月28日
第 418 号

目 次

告 示 (第491号 - 第514号)

○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	1
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	9
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	9
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	9

公 告

○都市公園の区域の変更	(公園街路課)	10
○落札者等の公示	(環境保全課)	10
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(がん感染症疾病対策課)	10
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(がん感染症疾病対策課)	10
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	11
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	12
------------------	----------------	----

告 示

福岡県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
柳介福7	特別養護老人ホーム よのもと	柳川市東蒲池521-1	R5・6・1	老福
直居175	山季ヘルパーステー ション	直方市大字感田2567番地17 グレーハイムフジタ102	H30・1・1	訪介・一号訪

福岡県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地居 20	ホームケアセンター こころ	訪問介護こころ	糸島市波多江駅南 二丁目13-25	R5・5・9

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳支31	有明ケアプランセン ター	柳川市上宮永町152- 1ハーモニーコーポ松 藤M1 101号	柳川市上宮永町284 -2	H28・9・1
粕居176	訪問介護ステーショ ン 想庵	糟屋郡新宮町大字上府 1115-1 casa d el resto I 303号	古賀市中央一丁目 2番13号	R5・6・8

福岡県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の

2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大介歯227	I C O I デンタルクリニック	大牟田市旭町二丁目28-1 ゆめタウン大牟田1階	R5・2・28

福岡県告示第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成31年4月福岡県告示第304号遠賀広域都市計画下水道事業遠賀公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
遠賀町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
遠賀広域都市計画下水道事業遠賀公共下水道
- 3 事業施行期間
平成8年7月24日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分
平成31年4月福岡県告示第304号の事業地において次の区域を削除する。
遠賀町大字広渡字安丸の一部
同町大字別府字南の一部

平成31年4月福岡県告示第304号の事業地に次の区域を加える。

遠賀町大字鬼津字墓ノ尾及び字宿給の全部

同町大字若松字堂塔寺、字末国、字古川、字丸ノ内、字上ノ段、字墓ノ尾、字西ノ浦、字唐戸口、字川田、字五反田、字宿給、字鶴ノ前、字吉原、字西土手外、字堀川、字芝原及び字井龍の各字の一部

同町大字鬼津字末国、字阿弥陀畑、字上ノ段、字杉ノ木、字西ノ浦、字唐戸口、字川田、字五反田、字堀川、字井龍、字貴船元、字大城道、字北ノ浦、字観音堂、字油面、字井ノ浦、字久保尻、字西ノ口、字矢倉、字山ノ下、字力間、字堂ノ浦、字栗原、字丁口、字船郷、字小鳥掛及び字西ノ谷の各字の一部

同町大字尾崎字馬場久保、字蟹喰、字天神、字向原、字金丸、字岸添、字北牟田、字堤口、字二本行、字慶ノ浦、字二又、字村、字先野々、字高山及び字内牟田の各字の一部

同町大字木守字北溝端、字長江口、字美原及び字挟間の各字の一部

同町大字浅木字片牟田、字長田、字六反田、字牟田口及び字光ケ枝の各字の一部

同町大字上別府字大谷及び字添ケ谷の各字の一部

同町大字老良字裕、字村下、字桶測、字小熊、字一本木、字老良、字村前及び字中島の各字の一部

平成31年4月福岡県告示第304号の事業地において次の区域を変更する。

遠賀町大字鬼津字川埋の一部

同町大字別府字下中牟田及び字日焼の各字の一部

同町田園三丁目の一部

同町大字広渡字大久保、字休メ田及び観ノ目の各字の一部

同町遠賀川一丁目の一部

同町大字今古賀字新川の一部

同町木守字夫入道、字江端、字南溝端、字牟田口、字土手ノ内及び字芝原の各字の一部

同町上別府字八反田の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑紫生169	つばき訪問クリニック	筑紫野市大字筑紫117-202	R5・7・1
飯生348	いしこ整形外科	飯塚市片島二丁目6-8	R5・6・1
古生歯83	大竹デンタルクリニック	古賀市花鶴丘二丁目1-12	R5・6・1
朝倉生歯42	ふじむら歯科りえ小児歯科医院	朝倉市甘木1877-3	R5・6・1
北筑後生歯7	しのくま歯科診療所	朝倉郡筑前町東小田78-10	R5・6・2
大生歯230	はる歯科医院	大牟田市東新町二丁目6-8	R5・7・12
飯生薬184	I & H 飯塚薬局	飯塚市菰田西三丁目6-1 ゆめタウン飯塚1階	R5・7・1
大野生訪17	訪問看護ステーションMERISE	大野城市筒井一丁目7-25-101	R5・7・1
田生訪40	kei訪問看護ステーション	田川市大字弓削田476番地	R5・6・1
宗遠生訪17	訪問看護ステーション翔	遠賀郡芦屋町幸町2-31	R5・7・1
行生訪23	訪問看護サービス すまいる	行橋市大字前田292-8	R5・6・1

福岡県告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
飯生285	清水整形外科医院	飯塚市堀池19	R5・5・31
飯生342	いしこ整形外科	飯塚市片島二丁目6-8	R5・5・31
朝倉生歯2	ふじむら歯科りえ小児歯科医院	朝倉市甘木1877-3	R5・5・31

福岡県告示第497号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
直生薬98	たもん薬局	大信薬局 たもん店	直方市津田町11-21	R5・5・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

嘉生52	一丸薬局	嘉穂郡桂川町大字土師2361-23	嘉穂郡桂川町大字土師2341-4	R5・5・1
------	------	-------------------	------------------	--------

福岡県告示第498号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
宰生マ2	東野 愛	太宰府市水城六丁目34-3	R5・6・8
大生柔105	野口 俊平(野口整骨院)	大牟田市大字白銀701-6	R5・6・20
筑紫生柔91	永野 秀卓(むさし鍼灸整骨院 原田)	筑紫野市原田七丁目2-7	R5・4・26
大野生柔71	細川 拓摩(NAOSEL大野城整骨院)	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R5・6・1
大野生柔72	須藤 一弥(NAOSEL大野城整骨院)	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R5・6・1
宰生柔63	南里 陽平(五条スポーツ整骨院)	太宰府市五条一丁目11-32	R5・5・15
粕生柔224	坂上 辰法(新宮中央整骨院・はりきゅう院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R5・6・1
粕生柔225	安武 由衣華(堺整骨院 志免)	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R5・5・29
宗遠生柔59	矢野 翔太郎(堺整骨院 水巻院)	遠賀郡水巻町樋口3-7	R5・6・14
筑生はき6	佐藤 晋(ヒロシゲ整骨院)	筑後市大字蔵敷500-59	R5・6・23
宰生はき7	東野 愛	太宰府市水城六丁目34-3	R5・6・8

福岡県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大生柔23	野口整骨院	大牟田市大字白銀701-6	R5・6・17
大野生柔67	矢部 柚葉（NAOSEL大野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R4・11・1
宰生柔23	安部 喜啓（あべ整骨院）	太宰府市坂本一丁目1-16	R5・5・27
粕生柔221	横田 武勇（新宮中央整骨院・はりきゅう院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R5・5・15

福岡県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

なお、この告示をもって、生活保護法に基づく医療機関の指定（令和5年6月福岡県告示第438号）は、廃止する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生162	宗像いきまるクリニック 内科・糖尿病内科・皮膚科	宗像市自由ヶ丘九丁目1-1	R5・6・1
糸島地生133	べっぶ内科クリニック	糸島市志摩津和崎67 志摩クリニックビル1階	R5・5・1
粕生歯84	ユニバ通りむらせ歯科クリニック	糟屋郡志免町別府西三丁目13-7	R5・5・1
春生歯109	春日原駅前歯科医院	春日市春日原北町三丁目58-1	R5・6・1
筑紫生歯95	くろかわ歯科医院	筑紫野市二日市中央二丁目6-10	R5・5・1
北筑後生歯6	ふきわけファミリア歯科	三井郡大刀洗町大字高樋2498-1	R5・5・1
大生歯229	I C O I デンタルクリニック	大牟田市旭町二丁目28-1 ゆめタウン大牟田1階	R5・3・1
豊生歯53	くらとみ歯科医院	豊前市大字八屋1159-1	R5・4・1
福津生薬45	さくら薬局 福岡店	福津市花見が丘一丁目7-61	R5・6・1
田生薬97	みずほ調剤薬局	田川市大字楠1700-149	R5・5・1
春生訪18	ケアネットワークひゅうが	春日市ちくし台五丁目132-1	R5・1・13
大生訪28	訪問看護ステーション あくていぶ	大牟田市大字田隈445-5	R5・6・1
田生訪39	田川新生病院 訪問看護ステーション	田川市大字夏吉3638	R4・10・1

福岡県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県 道		山 田 原 岡 線 中 福	前	那珂川市大字安德24番 2 先から 那珂川市大字安德28番先まで	17.9 ～ 26.1	32.4
			後	那珂川市大字安德24番 2 先から 那珂川市大字安德28番先まで	17.9 ～ 22.0	32.4

福岡県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道		浮 羽 石 川 内 線	前	八女市星野村17150番 1 先から 八女市星野村17095番 3 先まで	5.5 ～ 17.0	380.0
			前	八女市星野村17150番 1 先から 八女市星野村17095番 3 先まで	5.5 ～ 18.5	390.0
			後	八女市星野村17150番 1 先から 八女市星野村17095番 3 先まで	5.5 ～ 17.0	380.0

福岡県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 5 年 7 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	宮 田 小 竹 線	鞍手郡小竹町大字勝野2864番 1 先から 鞍手郡小竹町大字勝野3075番 2 先まで

福岡県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州		中 間 水 巻 線	前	中間市岩瀬西町1442番 5 先から 中間市岩瀬西町1424番11先まで	16.6 ～ 16.8	43.5
			後	中間市岩瀬西町1442番 5 先から 中間市岩瀬西町1424番11先まで	16.6 ～ 16.8	43.5
			後	中間市岩瀬西町1444番 5 先から 遠賀郡遠賀町大字老良350番 6 先まで	14.0 ～ 216.0	1667.5

福岡県告示第505号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村北矢部字人土7970の1、7970の2、7974の1、7977の1、7972（次の図に示す部分に限る。）、字イゴノクチ8635の1、8637の1、8637の2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第506号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市脇田字牟田ヶ尾2631の1、2632の1
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第507号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村北矢部字土井間3640から3642まで、字三角谷3660の2、3661、3662
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字土井間3641・3642（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字三角谷3660の2・3661・3662（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第508号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字添田字裏ノ谷大平366の17
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第509号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市星野村字小藪山10181、字大藪10200、字西スル10205の2

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小藪山10181（次の図に示す部分に限る。）、字大藪10200（次の図に示す部分に限る。）、字西スル10205の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第510号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
嘉麻市千手字梅ヶ葉山1079の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第511号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市須川字合ノ坂15の3、15の9、25の8、25の9
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第512号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第472号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯の谷川	朝倉郡筑前町曾根田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
浦谷谷-1	朝倉郡筑前町砥上（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
浦谷谷-2	朝倉郡筑前町砥上（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第513号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第473号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
湯の谷川	朝倉郡筑前町曾根田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
浦谷谷-1	朝倉郡筑前町砥上（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
浦谷谷-2	朝倉郡筑前町砥上（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第514号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯の谷川	朝倉郡筑前町曾根田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
浦谷谷川-1	朝倉郡筑前町砥上（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
浦谷谷川-2	朝倉郡筑前町砥上（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称
筑後広域公園
- 2 位置
筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内
- 3 区域
別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 4 区域変更の期日
令和5年8月1日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福岡県大気常時監視測定機器（4局分）の賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県環境部環境保全課

- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日
令和5年7月6日

- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
東京センチュリー株式会社
- (2) 住所
東京都千代田区神田練塀町3番地

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
25,345,045円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札公告日
令和5年5月26日

公告

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見募集期間
令和5年7月28日から令和5年8月28日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

公告

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則案につ

いて、次のとおり意見を募集します。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年7月28日から令和5年8月28日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和5年7月14日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社修徳	直方市大字感田1842-2	池田 知義	令和3年4月20日 福岡県知事許可（般-3） 第109534号

3 処分の内容

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事及び解体工事に係る一般建設業の許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

株式会社修徳の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪により、令和5年5月23日に福岡地方裁判所小倉支部から懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、同年6月7日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（嘉麻地区）	令和5年5月30日
農道整備事業（嘉麻地区）	平成26年6月9日
農業用ため池整備事業（嘉麻地区）	平成30年2月2日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈武字迫121番8並びに二丈松国字実田364番9、364番14、364番19及び364番20

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市二丈松国328番地の6

株式会社ヒサダヤ

代表取締役 久田 賢太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市津屋崎七丁目1533番1から1533番40まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 晃平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市下浦字立野2278番1から2278番3まで並びに三井郡大刀洗町大字本郷字西立野3606番2及び3615番2、字北道官3622番並びに字長助塚3779番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番41号
松尾商事株式会社
代表取締役 松尾 哲吾

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町朝日字緑620番1、621番2及び621番5から621番14まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都文京区西片一丁目17-3

文化シヤッター株式会社

代表取締役 小倉 博之

監査委員

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査の結果（令和5年2月13日4監総第648号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月28日

福岡県監査委員

塩川 正一

同

世利 洋介

同

森 行一

同

大島 道人

5 保総第688号
令和5年7月7日

福岡県監査委員

塩川正一 殿
世利洋介 殿
森行一 殿
大島道人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年2月13日4 監総第648号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置
について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 田川保健福祉事 務所	生活保護費について、特別支 援学校の寄宿舎に入所している 世帯員の帰省に係る生活扶助費 を認定すべきところ、これを怠 り、また、支給額の認定を誤 り、支給過小となっていた。	所属長が、今回の誤りを副所長及び 保護課職員に示した上で、以下の取組 を徹底するよう指導した。 ○ 係長は、特別支援学校の寄宿舎入 所者の名簿を作成し、課長と情報を 共有する。係長は、4月及び11月に 担当者へ認定漏れがないように指示 を行うとともに、係長、課長は、認 定事務の進捗状況をケース記録や当 該特別支援学校の年間行事予定表な どにより確認する。 ○ 担当者及び上司は、当該生活扶助 費を算定する際に使用する計算シー トの入力手順書を作成し、これを用 いて、入力及び確認を行う。 ○ 担当者及び上司は、内部統制に係 るリスク対応シートに今回の誤り及 びその再発防止策を追記し、これに 基づき事務処理を行う。
保健医療介護部 南筑後保健福祉 環境事務所	生活保護費について、児童扶 養手当及び介護保険料還付金を 収入認定すべきであったところ、 これを問わず、支給過大にな っていた。	今回の誤りの原因は、生活保護の新 規申請に対し、児童扶養手当など、生 活保護法以外の法律（以下「他の法 律」という。）に基づく収入につい て、十分な調査を実施しなかったこと による。

所属長は、今回の誤りを関係職員に示した上で、所内会議において、以下の取組を徹底するよう指導した。

○ 新規の申請者に対する初回の訪問調査が終了した時点で、担当ケースワーカー、課長、副所長の三者で、協議を行い、その際に、他の法律に基づき収入に関して必要な調査事項をリストアップして、調査を実施する。

○ 保護開始決裁回付の際に添付する「ケース点検表」において、「収入認定」の項に「還付金」の欄を追加し、確認漏れを防止する。

○ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項に対する措置

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。	<p>本庁所管課は、出先機関の返還金担当者を対象とした会議を開催し、各事務所の返還金収納状況、現在の課題や取組事例等を情報共有し、収入未済の解消について協議した。</p> <p>また、出先機関に対し、所内関係部署の連携強化及び収入未済解消対策会議を開催するよう指導した。</p> <p>出先機関の所属長は、所内の「生活保護費返還金・徴収金収入未済解消対策会議」において、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに年金等を受給する場合など確実に返還金の発生が見込まれる場合には、受領後速やかに一括返還するよう指導を行う。 ○ 生活保護受給中の滞納者に対しては、ケースワーカーを通じて督促を行い、一括返還が困難な者に対しては、履行延期申請の指導を行う。 ○ 生活保護を受給していない滞納者に対しては、返還金担当者が滞納者への文書、電話により、債務残高の案内や納入の督促を行う。 ○ 債務者の死亡後は、戸籍等調査により相続人を特定し、納付督促を行う。 ○ 滞納者情報や債務者リストを共有するなど返還金担当とケースワーカーの連携強化を図ることで、ケースワーカーによる訪問も活用して返還金の納入を働きかける。 ○ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに収入未済に係るリスク対応策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

<p>生活保護費のうち通勤に使用する自動車の任意保険料について、対人・対物賠償分に係る費用のみ就労収入の必要経費として認定すべきところ、これを誤り、支給過大となっていた。</p>	<p>今回の誤りの原因は、任意保険契約の挙証資料に必要経費として認められない事項が記載されていたことを見落とし、そのまま認定したことによる。所属長は、今回の誤りを関係職員に示した上で、再発防止策として以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副所長、課長、係長は、自動車の任意保険の更新時に必要経費の確認を確実に行う。また、収入認定時において、担当者は任意保険の契約書などの挙証資料をケース台帳に綴じこみ、上司は必要経費が適正であるかの確認を行う。 ○ 自動車保有容認審査に係る勉強会を毎年行う。 ○ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
<p>生活保護費について、被保護者に対する課税の状況の調査で判明した住宅の管理手当を就労収入として認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。</p>	<p>今回の誤りの原因は、課税の状況の調査後に、公営住宅の管理人手当と既に認定していたパート勤務による収入を合算して収入認定すべきところ、これを行っていないかったことによる。所属長が、今回の誤りを副所長及び保護課職員に示した上で、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当者及び上司は、生活保護の事務処理マニュアルに管理人手当等の収入がある場合は、他の収入と合算する旨を追記し、収入認定の決裁時に当該マニュアルを用いて確認を行う。 ○ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
<p>生活保護費について、介護保険料還付金を収入認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。</p>	<p>今回の誤りの原因は、介護保険料還付金の収入認定に係る業務について、前任者から引継ぎがなされず、後任者が当該業務を認識していなかったことによる。所属長は、関係職員に今回の誤りを示し、引継ぎ時に以下の取組を徹底するよう指導した。</p>

	<p>生活保護費について、死亡した世帯員の年金及び年金生活者支援給付金を収入として認定の上、速やかに返還に係る事務処理を行うべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>○ 引継ぎを行う前任、後任のケースワーカーとケースワーカーを指導する査察指導員の三者で、未処理事項がないか確認を行う。</p> <p>○ 未処理事項は、本庁所管課が作成した「生活保護業務の引継ぎルールについて」を基に、「業務等一覧表」で次のケースワーカーへ確実に引き継ぐ。</p> <p>○ 「業務等一覧表」は、査察指導員と副任にも渡し引継事項を確認し、査察指導員は、査察指導台帳で進捗管理を行う。</p> <p>○ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</p> <p>今回の誤りの原因は、新任の担当者が当該事務処理の内容を理解しておらず、上司も必要な進捗管理を行っていなかったことによる。</p> <p>所属長は、関係職員に今回の誤りを示し、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <p>○ ケースワーカーを指導する査察指導員は、新任の担当者に対し、引継書などを用いて、担当業務について理解させる。</p> <p>○ 担当者は、本庁所管課が作成した「生活保護業務の引継ぎルールについて」を基に、「業務等一覧表」で、査察指導員及び副任と業務内容を共有する。</p> <p>○ 担当者は、年金など、収入があらかじめ予測される場合は、世帯に確認し、挙証資料を受領後、速やかに事務を行う。査察指導員は、査察指導台帳を用いて事務の進捗管理を行う。</p> <p>○ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</p>
--	--	--

5 福総第610号
令和5年7月12日

福岡県監査委員 塩川正一 殿
同 同 利洋介 殿
同 同 森行一 殿
同 同 大島道人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年2月13日4 監総第648号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項に対する措置

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	児童措置弁償金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。	<p>所属長は、所内の係長以上を集めた会議で以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収入担当者とケースワーカーは、保護者情報の共有を密にし、債務者と連絡がなくなかった場合や債務者へ郵送した文書が戻ってきた場合は、速やかに確認訪問をする。 ○ ケースワーカーは、児童の施設入所時に保護者に対し、児童措置弁償金の負担について十分に説明する。 ○ 収入担当者及び課長は、定期的な電話催告を行い、更に年2回の督促強化月間を設定し、文書及び訪問による催告を行う。 ○ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに収入未済に係るリスク対応策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

ライセンスキー等の入力が必要なコンピューターソフトの入手に関する支出について、使用料及び賃借料（13節）で支出すべきところ、その他需用費（10節03）及び備品購入費（17節）で支出していた。

- 所属長は、職員全員に対し、「会計事務問答集」などの会計課作成資料を確認させ、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。
- 担当者及び上司は、支出負担行為の決裁時に今回の誤りの内容を記載した会計事務チェックシートを添付し、支出科目が適正であることを確認することとした。
- 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。